

トキワ法律事務所

報酬規程

(平成28年5月12日現在)

トキワ法律事務所 弁護士谷口 和大

弁護士橋本弥江子

〒604-8181 京都市中京区間之町通御池下ル綿屋町 520-1 京ビル 2 号館 7 階

TEL 075-241-3108 / FAX 075-241-3109 / URL <http://tokiwa-law.org/>

- 1 法律相談（相談料） 事案簡易なもの 5,000円／30分
 事案複雑なもの 30,000円以上
- 2 書面鑑定（鑑定料） 事案簡易なもの 30,000円
 事案複雑なもの 100,000円～500,000円

3 民事紛争事件（着手金＋報酬金）

(1) 着手金

ア 個別型

※1 個別の手續毎に、別途着手金を算出し、これを積み上げる方式

(ア) 本案事件（訴訟、調停、審判、非訟、行政、仲裁、支払督促、示談交渉等）

経済的利益	事案簡易	標準	事案特殊・複雑
～125万円	7万円	10万円	12万円
125万円～ 300万円	6%	8%	10%
300万円～3,000万円	4%+6万円	5%+9万円	6%+12万円
3,000万円～ 3億円	2.5%+51万円	3%+69万円	3.5%+87万円
3億円～	1.5%+351万円	2%+369万円	2.5%+387万円

※1 一審級限りを原則とし、控訴・上告・異議・抗告等不服申立事件は、別事件とする。

※2 乙号審判事件にかかる調停事件と審判事件は、一個の事件とみなす。

※3 調停事件が不調に終わった後、訴訟事件を受任する場合は、その訴訟事件の着手金は、上記の2分の1とする。

※4 経済的利益は、別紙経済的利益基準表に準拠するものとする。

(イ) 保全事件

本案事件の1/2を標準額とする。

但し、最低額を5万円(事案簡易)、10万円(標準)、12万円(事案特殊・複雑)とする。

※1 本案事件を受任している場合には、更に、標準額の1/2とする。

但し、最低額は、3万円(事案簡易)、6万円(標準)、8万円(事案特殊・複雑)とする。

(ロ) 執行事件

本案事件の1/4を標準額とする。

但し、最低額を5万円とする。

※1 本案事件を受任している場合には、更に、標準額の1/2とする。

但し、最低額は、3万円とする。

(ハ) 倒産事件（任意整理、破産、民事再生、会社更生、会社整理、特別清算）

経済的利益(負債総額)	非事業者		事業者・法人	
	破産・任意整理	民事再生	破産	その他
～3,000万円	30万円	40万円	50万円	100万円
3,000万円～ 3億円	1%	2%	3%	4%
3億円～	0.5%+150万円	1%+300万円	1.5%+450万円	2%+600万円

※1 非事業者の任意整理については、債権者数×3万円とすることができる。

※2 小規模個人再生は、非事業者の民事再生事件とみなす。

(ウ) 契約締結交渉

本案事件の1/4を標準とする。

但し、最低額を5万円とする。

イ 包括型

※1 手続の選択及び数にかかわらず、一定の金額を着手金とする方式。

経済的利益	事案簡易	標準	事案特殊・複雑
～125万円	10万円	12万円	15万円
125万円～ 300万円	8%	10%	12%
300万円～3,000万円	5%+9万円	6%+12万円	7%+15万円
3,000万円～ 3億円	3%+69万円	3.5%+87万円	4%+105万円
3億円～	2%+369万円	2.5%+387万円	3%+405万円

(2) 報酬金

ア 一般事件（非倒産事件）

経済的利益	事案簡易	標準	事案特殊・複雑
～ 300万円	12%	16%	20%
300万円～3,000万円	8%+6万円	10%+18万円	12%+24万円

3,000万円～ 3億円	5%+102万円	6%+138万円	7%+174万円
3億円～	3%+702万円	4%+738万円	5%+774万円

イ 倒産事件

経済的利益(免責額)	非事業者		事業者・法人	
	破産・任意整理	民事再生	破産	その他
～3,000万円	2%	3%	—	5%
3,000万円～ 3億円	1%+30万円	2%+30万円	—	4%+30万円
3億円～	0.5%+180万円	1%+330万円	—	2%+630万円

ウ 契約締結交渉事件

一般事件（非倒産事件）の1/4を標準とする。

4 民事非紛争事件（手数料）

(1) 証拠保全 20万円～50万円

※1 本案事件を受任している場合には、標準額の1/2とする。

(2) 即決和解 15万円～50万円

※1 示談交渉を行う場合には、示談交渉事件の着手金及び報酬金に含まれるものとする。

(3) 公示催告 10万円

(4) 倒産事件の債権届出 5万円

(5) 甲類審判事件 10万円～30万円

(6) 交渉窓口の引受 10万円～50万円

※1 不当請求などに対する交渉窓口を代理する。

※2 相手方が反社会的勢力であるなど、特殊な事案については、別途協議して定める。

※3 示談交渉その他本案事件としての処理を要する場合には、別途、本案事件の着手金を要する。

(7) 自賠償請求 給付額の2%

(8) 法律関係調査 簡易 5万円

標準 10万円

複雑・困難 20万円

(9) 契約書類作成 3万円～50万円

※1 事案の大小、難易度、条文数等を勘案して、定める。

(10) 内容証明郵便作成 3万円～5万円

※1 打ち合わせ時間の長短を勘案して、定める。

※2 示談交渉その他本案事件処理を要する場合には、これに含まれるものとする。

(11) 会社法務

ア 会社設立等 (M&A)

資本額もしくは総資産額のうち 高い額又は増減資産額	
～1,000万円	4%
1,000万円～2,000万円	3%+10万円
2,000万円～ 1億円	2%+30万円
1億円～ 2億円	1%+130万円
2億円～ 20億円	0.5%+230万円
20億円～ 300億円	0.3%+630万円

イ 株主総会等指導 30万円～50万円

ウ 現物出資等証明 30万円

(12) 登記申請手続 5万円

(13) 遺言

ア 遺言書作成 10万円～50万円

※1 事案の大小、難易度等を勘案して、定める。

イ 遺言執行

遺産の価額	
～ 300万円	30万円
300万円～3,000万円	2%+24万円
3,000万円～ 3億円	1%+54万円
3億円～	0.5%+204万円

5 刑事・少年事件

(1) 捜査弁護

ア 着手金 20万円～50万円

※1 再逮捕の場合には、別事件とする。ただし、事案により減額する。

イ 報酬

不起訴 30万円～50万円

罰金処分、より軽い罪名で起訴された場合 10万円～30万円

(2) 公判弁護

ア 着手金

事案簡明 20万円～50万円

事案複雑 50万円～

※1 事案簡明とは、1回で審理を終える場合を想定する。

※2 事案複雑とは、否認事件、起訴件数多数、裁判員裁判などが該当する。

イ 報酬

無罪 40万円～

執行猶予 20万円～40万円

求刑からの減刑 10万円～40万円

(3) 控訴審・上告審

ア 着手金 公判弁護に準じる。

※ 原審から続けて受任する場合は、事案により減額する。

イ 報酬 公判弁護に準じる。

(4) 少年事件

ア 着手金 成人の捜査・公判弁護に準じる。

イ 報酬 成人の捜査・公判弁護に準じる。

6 タイムチャージ

(1) 時間制 1時間10,000円以上

(2) 月額制 1ヶ月50,000円以上

7 日当 (日当)

半日 (往復2時間以上4時間以内) 30,000円

1日 (往復4時間以上) 50,000円

8 顧問 (顧問料)

事業者・法人 標準 月額50,000円以上

※1 法律相談、契約書チェック、その他の相談を無料とし、案件処理の費用を原則30%減額する。

事業者・法人 簡易 月額30,000円

※1 法律相談、契約書チェック、その他の相談を無料とし、案件処理の費用を原則10%減額する。

非事業者 (個人) 月額 5,000円

※1 月1時間まで法律相談、契約書チェック、その他の相談を無料とし、案件処理の費用を原則10%減額する。

【 注 意 】

本報酬基準の表示金額は、消費税を含まない金額であり、現実の支払額は、消費税 8%を加えた金額となります。

経済的利益基準

第1 民事事件（行政事件・非訟事件を含む）

金銭債権	債権総額（利息・損害金）を含む
継続的給付債権	債権総額の70% 但し、期間不定のものは、7年分の額
賃料増減額請求	増減額分の7年分の額
所有権	対象物の時価相当額
占有権	対象物の時価相当額の50% 又は、使用料の7年分
建物所有権	建物時価相当額＋敷地時価相当額の30%
建物占有権	建物時価相当額の50%＋敷地時価相当額の30% 又は、使用料の7年分
地役権	承役地の時価相当額の50% 又は、対価の7年分
担保権	被担保債権額 又は、担保目的物時価相当額
登記請求	登記の対象となる権利の経済的利益
詐害行為取消請求	取消請求債権額 又は、取消対象法律行為の目的の価額
共有物分割請求	対象となる持分の時価の30%
境界確定	争いのある範囲の土地の時価相当額 但し、金300万円を最低額とする。
その他算定不能	金500万円以上とし、標準額を800万円とする。

第2 家事事件

離婚・夫婦関係調整 財産分与、慰謝料等	夫婦関係調整・離婚事件に関する報酬特則による
遺産分割請求	対象相続分の時価の1/3 但し、財産の範囲及び相続分については争いがある場合は、時価相当額
遺留分減殺請求	対象財産の時価相当額
遺言無効	無効になることにより取得する財産の時価相当額
その他の家事調停事項	金125万円～800万円

夫婦関係調整・離婚事件に関する報酬特則

1 着手金

離婚その他夫婦関係の継続・終了に関する事項	200,000円～300,000円
財産分与及び慰謝料	100,000円～200,000円
婚姻費用分担	50,000円
子の監護に関する事項（親権・養育費・面接交渉）	40,000円+10,000円×人数

2 報酬金

離婚その他夫婦関係の継続・終了に関する事項		200,000円～400,000円
財産分与及び慰謝料	権利者側	給付を受けた額×報酬料率
	義務者側	給付を免れた額×報酬料率
婚姻費用分担	権利者側	給付を受ける額（総額又は7年分）×料率 or 入金額(入金管理)×10%
	義務者側	給付を免れた額（総額又は7年分）×料率
子の監護に関する事項	親権	
	(40,000円～80,000円) + (10,000円～20,000円) ×人数	
	面接交渉	
	(40,000円～80,000円) + (10,000円～20,000円) ×人数	
養育費	権利者側	給付を受ける額（総額又は7年分）×料率 or 入金額(入金管理)×10%
	義務者側	給付を免れた額（総額又は7年分）×料率